

令和6年9月定例会

議 案 参 考 資 料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 48 号)

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・ 1

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行条例（旧）
（個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等） 第7条の2 前条第1項の定めによるもののほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを提示し、前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報（以下「利用者登録情報」という。）の提供を受けることができる。 2 略	（個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等） 第7条の2 前条第1項の定めによるもののほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、 前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報（以下「利用者登録情報」という。）の提供を受けることができる。 2 略